

## 坂井市建設工事競争入札参加資格審査申請要領

坂井市が発注する建設工事に係る競争入札参加資格審査を行います。競争入札に参加を希望される方は、次により競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

### 1 対象者

建設業法に基づく許可を受けて建設業を営む下記の者としします。

- a. 市内建設業者 : 経営事項審査申請書における主たる営業所が坂井市内にある者(法人にあっては、法人登記ならびに法人市民税の事業所開設届を提出している者)
- b. 準市内建設業者 : 坂井市内に契約の締結等の権限を委任された建設業の許可のある営業所(支店等)があり、法人市民税の事業所開設届を提出している者
- c. 県内建設業者 : 福井県内に主たる営業所がある者
- d. 準県内建設業者 : 福井県内に契約の締結等の権限を委任された建設業の許可のある営業所(支店等)がある者
- e. 県外建設業者 : 福井県内に営業所を有しない建設業者

### 2 入札参加資格審査を受けることができない者

1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは資格審査を受けることができません。

- (1) 申請書類の記載内容が不備で審査が困難と認められる者
- (2) 申請書類に虚偽の内容を記載、または重大な事実を記載しない者(後日判明したときは、資格が取り消される場合もあります。)
- (3) 納期限の到来している市税を完納していない者(申請書受付後に滞納の有無について調査を行います。)
- (4) 経営事項審査を受けていない者(総合評定値の通知を受けていない者)
- (5) 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度および特定退職金共済制度のいずれにも加入しておらず、退職一時金制度も有していない者
- (6) 福井県電子調達システムを利用できない者

### 3 資格審査スケジュール

区分	申請期間	審査基準日	資格有効期間	対象者
令和5・6年度追加	令和6年5月1日～ 令和6年5月31日	令和6年1月1日	令和6年8月1日～ 令和7年4月30日	市内 or 準市内
令和5・6年度追加	令和6年8月1日～ 令和6年8月31日	令和6年4月1日	令和6年11月1日～ 令和7年4月30日	市内 or 準市内
令和5・6年度追加	令和6年11月1日～ 令和6年11月30日	令和6年7月1日	令和7年2月1日～ 令和7年4月30日	市内 or 準市内

4 申請書提出方法

(1) 郵送 封筒に「入札参加資格審査申請書 在中」と明記してください。

(申請期間内の消印があるものに限り有効)

※内容の不備により受理できない場合、返送等に要する費用は申請者の負担となります。

**※原則郵送でのご提出をお願いします。**

(2) 持参 受付時間は **午前9時～正午 午後1時～4時** (土曜日、日曜日、祝日を除く)

5 提出先

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市役所財務部監理課

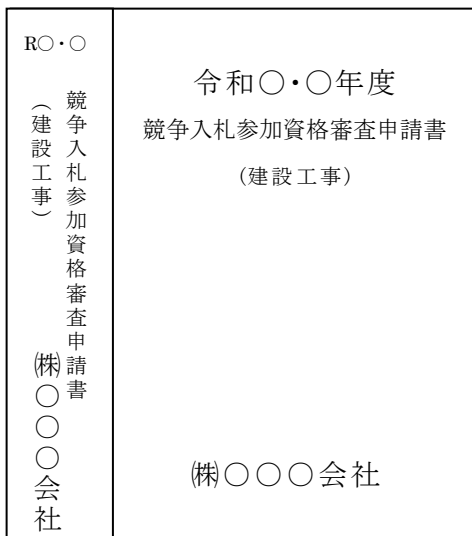
6 提出書類

(1) 書類は次の表の順番にそろえて、A4紙製フラットファイル(縦型)に綴じて提出してください。

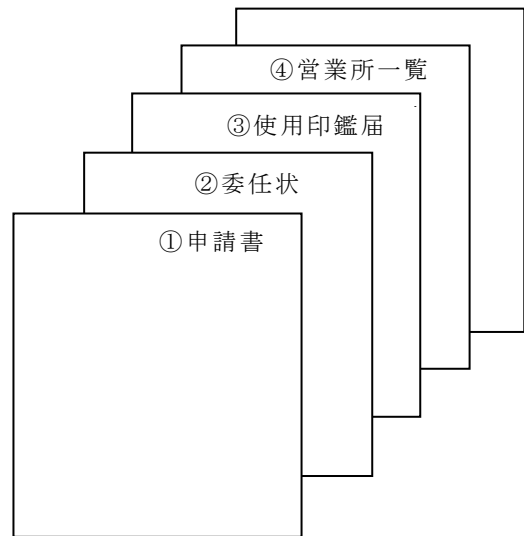
※ファイルの指定色 ○市内業者：水色 ○準市内業者：黄色  
○県内業者・準県内業者：緑色 ○県外業者：桃色

参 考

ファイル表紙・背表紙



綴り順



提出書類

	種 別	様式	市内	準市内	県内 準県内	県外
1	建設工事競争入札参加資格審査申請書	第1-1号	◎	◎	◎	◎
2	委任状	第2号		◎	○	○
3	使用印鑑届	第3号	◎	◎	◎	◎
4	営業所一覧表	第4-1号		◎	○	○

5	常勤技術者名簿	第 5-1 号	◎	◎		
6	技術者数調書	第 6 号	◎	◎		
7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	—	◎	◎	◎	◎
8	納税証明書（国税）	—	◎	◎	◎	◎
9	個人情報の取り扱いに関する同意書（市内業者用）	第 12 号	◎			
	個人情報の取り扱いに関する同意書（準市内業者用）	第 13 号		◎		
10	登記事項証明書【法人】 身分証明書【個人】市町村発行	—	◎	◎	◎	◎
11	建設業許可内容が確認できる書類	—	◎	◎	◎	◎
12	経營業務の管理責任者証明書	—	◎	◎		
13	専任技術者証明書	—	◎	◎		
14	営業用機械器具調書	第 7 号	◎	◎		
15	建設業退職金共済組合 中小企業退職金共済組合 特定退職金共済団体加入証明書	—	◎	◎	◎	◎
16	工事経歴書	第 8 号	○	○	○	○
17	エコアクション 21 登録証	—	○	○	○	○
18	4 週 8 休等の休業制度が記載された就業規則（写）（労働基準監督署受付印あるもの）、年間休日数が確認できる書類（写）	—	○	○	○	○
19	消防団協力事業所表示証（写）	—	○	○	○	○
20	障害者雇用調整金・報奨金決定通知書	—	○	○	○★1	
21	業者カード（メールにて送付）		◎	◎	◎	◎
22	確約書（坂井市政治倫理条例に基づく）	第 11-1 号	◎	◎	◎	◎
23	建設機械保管場所調書	第 15 号	◎			
24	営業所写真台帳	第 16 号	◎			
25	準市内業者調査票	第 14 号		◎		
26	チェックリスト		◎	◎	◎	◎

※ ◎については、必ず提出してください。

○については、該当する場合に提出してください。

★1 県内業者のみ、該当の場合に提出

## （2）提出書類の留意事項

### 1. 建設工事競争入札参加資格審査申請書

- a. 支店等に委任する場合は、必ず受任者名を記入してください。
- b. 希望する建設工事の種類を希望順番に記入してください。（第 3 希望まで）
- c. 担当者欄はこの申請の内容について説明のできる者としてします。
- d. 適格請求書発行事業者（インボイス）の登録の有無を記入してください。

また、登録している場合は登録番号を記入してください。

なお、インボイス制度の登録の有無は、競争入札参加資格審査に影響するものではありません。

## 2. 委任状

- a. 委任内容は、入札、見積、契約の締結、代金の請求、受領、復代理人の選任、その他契約の履行に関する権限となります。

## 3. 使用印鑑届

受任者のある場合は、使用印鑑欄に委任状と同一の受任者印を押印してください。また、申請者は委任者となります。

## 4. 営業所一覧表

- a. 主たる営業所(建設業第3条第1項の営業所のうち同項の許可に係るもの)以外に営業所を有する者のみ記入してください。
- b. **委任する営業所を蛍光ペン等でマークしてください。**
- c. 様式第4-1号にある内容を網羅している場合は、任意の様式でも可とします。

## 5. 常勤技術者名簿(市内・準市内業者)

- a. 委任する場合、委任先の営業所について記入してください。
- b. 常時雇用を確認できる資料として、ハローワーク所長が発行する事業所別被保険者台帳の写しを**必ず**添付してください。会社の役員等で事業所別被保険者台帳に記載がない者は、さらに健康保険被保険者証等の写しを添付してください。
- c. 添付資料は、最新(申請日時点の状況)のものとなります。

## 6. 技術者数調書(市内・準市内業者)

- a. 委任する場合、委任先の営業所について記入してください。
- b. 申請日現在について記入してください。

## 7. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)

- a. 審査基準日前1年以内の通知書を添付してください。
- b. 決算日の都合上、有効期限(審査基準日から1年7ヶ月)が切れる通知書を添付する場合は、最新の結果通知書が到着次第速やかに提出してください。

## 8. 納税証明書

- a. 納税証明書は、国税(法人税又は申告所得税・消費税及び地方消費税)についてのみ申請書提出時以前3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)を提出してください。また、県税の納税証明書は不要です。
- b. 国税の納税証明書は、主たる営業所を所轄している税務署発行のものを提出してください。  
※証明その3の2(未納がないことの証明)【個人】  
その3の3(未納がないことの証明)【法人】

9. 個人情報の取り扱いに関する同意書(市内業者・準市内業者)
  - a. 競争入札参加資格審査申請にあたり、市税等の納付状況について、坂井市財務部税務課より監理課が情報の提供を受けることに同意するものです。
  - b. 本社の法人名を記入し、会社印を押印してください。個人事業主の場合は、代表者名を記入し、個人印を押印してください。
  - c. 準市内業者として登録する場合は、坂井市内の営業所についても記入・押印してください。
  
10. 登記事項証明書【法人】・身分証明書【個人】
  - a. 申請書提出時以前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
  - b. 法人の場合は原則、履歴事項全部証明書を提出してください。(写し可)
  - c. 個人事業者の場合は身分証明書を提出してください。(本籍地のある市町村にて発行)  
(写し可)
  
11. 建設業許可内容が確認できる書類
  - a. 下記、いずれかの書類を提出してください。
    - ・建設業許可証明書(写し可)
    - ・建設業許可証：名簿登録有効期限内に、許可期限が切れる許可証を添付する場合には、最新の許可証が到着次第速やかに提出してください。(写し)
    - ・国土交通省ホームページ「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により検索した「建設業者の詳細情報」を印刷したもの
  - b. 申請書提出以降に建設業法に基づく許可内容に変更があった場合は、変更後の許可証等の写しを提出してください。
  
12. 経營業務の管理責任者証明書(市内業者・準市内業者)

建設業許可申請に添付する「経營業務の管理責任者証明書」の写しを提出してください。
  
13. 専任技術者証明書(市内業者・準市内業者)
  - a. 建設業許可申請に添付する「専任技術者証明書」の写しを提出してください。  
(専任技術者証明書がない場合は、同申請に添付する「専任技術者一覧表」でも可)
  - b. 準市内業者として登録する場合は、坂井市内の営業所について提出してください。
  
14. 営業用機械器具調書(市内業者・準市内業者)
  - a. 希望業種に使用する主要な機械器具類を記入してください。
  - b. 準市内業者として登録する場合は、坂井市内の営業所について提出してください。
  
15. 建設業退職金共済組合・中小企業退職金共済組合・特定退職金共済団体加入証明書
  - a. 加入している方は、証明書(写し)を提出してください。(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」となっている場合には、提出を省略することができます。)
  - b. 自社による退職一時金制度がある場合は、それを証明する資料(定款等・写し)を提出してください。

16. 工事経歴書

- a. 過去2年間の工事経歴について、工種ごとに記入してください。
- b. 希望する工種以外は記入する必要がありません。
- c. **件数が多い場合は、代表的な工事について記入し1工種1枚までとします。**
- d. 様式第8号にある内容を網羅している場合は、任意の様式でも可とします。

17. エコアクション21登録証（写）

取得しているものについて、登録証(写し)を提出してください。

18. 4週8休等の休業制度が記載された就業規則（写）、年間休日数が確認できる書類（写）

就業規則に上記の休日制度を明記し、労働基準監督署に届出ている場合、労働基準監督署受付印のあるものを提出してください。

19. 消防団協力事業所表示証（写）

取得しているものについて、表示証（写）を提出してください。

20. 障害者雇用調整金・報奨金決定通知書(市内業者・準市内業者・県内業者)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の発行する決定通知(写し)を提出してください。

21. 業者カード

ホームページよりダウンロードし、内容を記入して紙での提出の他、Excelファイルをメールにて送付してください。

a. 建設業の許可状況（経審情報）

添付する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に基づき入力してください。

b. Excelファイル

ア. ファイル名は「建\_\_〇〇」としてください。

※「\_\_」は全角、「〇〇」は会社名を入力してください。

イ. 業者カードのExcelファイルには、「マニュアル」「業者カード」「入力例」と3つのシートがありますが、「業者カード」以外のシートも削除せずに送付してください。

c. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の差し替え等により、先に提出された業者カードのデータを修正する場合は、修正後のExcelファイルをメールにより提出してください。

送付先メールアドレス [nyuusatsu@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:nyuusatsu@city.fukui-sakai.lg.jp)

メールの件名を【入札参加資格申請】建\_\_〇〇としてください。

※「\_\_」は全角、「〇〇」は会社名を入力してください。

例：【入札参加資格申請】建\_\_（株）〇〇建設

22. 確約書(坂井市政治倫理条例に基づく)

本社の代表者名を記入、押印してください。

23. 建設機械保管場所調書(市内業者)

希望業種に使用する建設機械の保管場所について、位置図及び写真を貼り付けてください。

24. 営業所写真台帳(市内業者)

営業所の現況写真を貼り付けてください。

25. 準市内業者調査票(準市内業者)

坂井市内の支店等の現況について記入してください。

26. チェックリスト

申請者欄をチェックして、ファイルに綴じずに提出してください。

7. 受付証

紙の受付証に代えて、業者カードを送付したアドレスに受付完了メールを送付します。

## 競争入札参加資格審査申請に係る個人情報の利用目的等について

坂井市長が、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（変更届を含む。以下「入札参加資格審査申請書等」という。）により取得する個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則り、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格審査申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格審査申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

- 1 入札参加資格の審査事務
- 2 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
- 3 入札参加資格者名簿の公開